

岸和田市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

大阪府や大阪労働局などとの連携を深めながら、雇用・労働行政の充実に向け取り組んでまいります。また、国の緊急雇用対策事業に関連付けながら、雇用の確保・改善に努めます。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

本市では平成16年10月から、地域就労支援事業として労働会館に就労支援センターを設置し、障害者・母子家庭の母親・中高年齢者等の就職困難者を対象に、相談事業、職業能力開発事業、雇用・就労支援事業等を行っております。また、障害者の就労相談については、平成20年度より「泉州中障害者就業・生活支援センター」に参画し、連携を深めながら取り組んでいるところであります。今後とも大阪府との連携を深めながら、きめ細かな取り組みを行ってまいります。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(一括回答)

(3)・(5)について、本市では、阪南の各自治体と共同で『就労支援ハンドブック』を隔年に発行し、各種の労働法制や労働施策についても掲載、周知を図ってきたところです。新たに施行された法令や「ワーク・ライフ・バランス憲章」等についても、同ハンドブックへの掲載や労働講座等を通じて、勤労者をはじめ企業・経営者団体の方々にも周知を図ってまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

本市の入札制度では、平成20年度に本庁舎清掃等管理業務委託において、総合評価入札制度による入札を実施し、平成22年度も引き続き、総合評価入札制度による入札を行います。

評価項目については、行政の福祉化や人権尊重の視点から、障害者や母子家庭の母などの就労困難者の雇用への取り組みを入れ、また、契約締結後においては雇用状況の報告を求め確認を行います。

今後、工事分野においても総合評価入札制度による入札を検討し、就労機会の創出や自立支援につながる取り組みを進めます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

本市において、「岸和田産業振興新戦略プラン」に基づく戦略の柱の1つとして「連携・協働プログラム」があり、その施策である岸和田ブランドの創出や産学官連携共同研究等の支援・異業種交流会・産業フェアやテクノフェアによる展示会を活用したマッチング及び豊富な地域資源を活用した連携・協働により、産業の活性化に向け施策のなお一層の推進を図ります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金

や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

市内の産業集積地における産業の空洞化を防止し地域経済の発展に寄与するため、産業集積地に立地している、または立地しようとする事業者への助成策として、「岸和田市産業集積促進地区における産業支援条例」を施行しました。この施策とともに、コーディネーターによる企業情報の収集や本市内に事業所を置く中小企業を会社・商品やサービスなどの情報発信で応援するサイト「岸ナビ」によりインターネットを利用し広く市内産業のPRや施策の情報発信を行うほか、大阪府と連携した中小企業サポート融資なども含めた積極的な施策展開により企業誘致の推進と流出防止に努めます。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本市では、工事の発注や物品の調達の際には市内業者優先を基本方針とし、地場企業に極力発注するように努め、発注金額に対応する発注標準により指名するとともに、工事の様態に応じた分離発注を推進し、地域経済の発展と経営の安定に努めています。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

下請二法や下請ガイドライン等に関連しての中小企業者の相談や支援につきましては、近畿経済産業局や大阪産業振興機構と連携を密にし対応することに努めます。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

「きしわだ行財政再生プラン」は平成19年度から23年度までの5ヶ年計画として策定しており、個々の具体的な取り組みに対する目標値を示して進めています。計画初年度には、「まちづくり

ミーティング」を開催したほか、プラン内容や進行状況について広報紙やホームページにおいて公開しています。また出前講座等を活用し、進行状況について適宜説明を行っています。今後とも適切な情報提供を図り、住民が理解を深めていただけるよう、十分な配慮のもと進めてまいります。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

大阪版地方分権によるNPOの認証事務等の事務移譲を受けることにより、NPO法人の届け出や設立相談等の窓口が市に設置されることとなるため、これまで以上にNPOと市との距離が縮まり、提案や意見をいただきやすい体制となります。

いただいた意見や提案を活かすために、市民活動団体等または行政からの双方向より提案できる、協働事業の提案制度の設立について検討を進めていきます。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

(回答)

特例市である本市においても、NPO法人の設立認証等を含んだ大阪版特例市としての事務権限の移譲に向けた取り組みを進めているところです。事務権限の移譲については、地域住民への公共サービスの利便性の向上に資する事務を中心として、本市の自立に向けた基礎力アップの機会と捉え、適切に対応していくこととしています。大阪府へは、財政・人的支援に加え、移譲事務に関する研修会や移譲後のフロー体制の整備などを要請し、住民サービスの低下を招くことのないように進めてまいります。

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

本市の事務事業を改めて見直し、府と重複した事業や事務事業を洗い出すとともに、住民への利便性や公共サービスのあり方に照らして、その適正化に向けた検証を行ってまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方分権の推進のためには、税源移譲による、地方が担う事務と責任に見合う税源配分が不可欠であり、その割合が国と地方で少なくとも5対5となるよう、それに際しては、税源の偏在性が少なく安定的な税収を確保できる地方消費税を拡充するよう、大阪府とともに国に要望してまいります。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本市では、経営型の市政運営をめざして、政策の優先順位や達成度合いを明確にしていくための行政評価制度の再構築を進めています。行政評価の実施にあたっては、第三者評価の実施を検討するとともに、評価の透明性を図るための積極的な情報提供もあわせて進めていくこととしております。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

ご指摘のご要望事項につきましては、泉州保健医療協議会で議論検討しているところでござい

ます。大阪府の「地域医療再生計画」に基づき、府と連携を図りながら課題などの解決に協力してまいります。

潜在看護師等の復職支援策につきましては、本市医師会の主催で潜在看護師が職場復帰するための「潜在看護師再チャレンジ講座」を開催しています。

泉州二次救急医療圏において、救急搬送受け入れ病院への運営補助を8市町で行っているところです。

今後とも関係機関との連携を強化し実効性を求めてまいります。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

国においては平成21年度補正予算として、介護従事者の処遇改善・向上を図り他の業種との賃金格差を解消し、介護職が雇用の場として確立するよう、介護職員(常勤換算)1人あたり月額1万5千円の賃金引き上げに相当する額の処遇改善交付金を実施しています。

なお、本市では介護労働者の質の向上や人材育成を目的として、各事業者が中心となり「岸和田市介護保険事業者連絡会」を平成18年に発足させております。本連絡会は、各介護保険事業者が要介護認定者等の高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、またサービス利用者自らの視点に立った良質な介護サービスを提供できるように、介護サービスの質の向上と介護事業の円滑な運営をめざし外部講師を招いての研修会の開催や事業者間の情報交換を行っています。

市はこの連絡会の事務局として参加しており、事業者と保険者(市)が一体となって、よりよい介護サービスの提供等に向け取り組んでいます。今後とも事業者連絡会を通じ、介護労働者の質の向上と人材の育成、介護サービス事業者の充実等をより一層図ってまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障害者自立支援法の施行以降、毎年制度の見直しが実施されてきましたが、政権交代以降、国は平成25年度までに障害者自立支援法を廃止し新制度を設立することを明確にしました。当面の措置として、医療を除く自立支援給付については、低所得層を対象に利用者負担の軽減を平成22年4月から実施することになりました。

地域生活支援事業についても、サービス基盤整備や障害者の負担のあり方について、市の財政

的な状況をも踏まえ、国・府への要望を行いながら検討してまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

健康増進事業のなかで、保健センターや地域での健康教室でストレスや睡眠についての講座の開催、ヘルスアップ教室やリラックス体験等メンタル面の健康増進事業に取り組んでいるところです。さらに保健所や医師会・薬剤師会等の関係機関と連携し、市民の皆様をはじめ中小企業の方へも、メンタルヘルス対策についての啓発に取り組むよう努力してまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

地域の実情に応じた子育て支援施策を図れるよう、平成20年度に次世代ニーズ調査を行い、それを基に平成21年度に「次世代行動計画後期計画」を策定しているところです。
本計画に沿って、大阪府とも連携しながら子育て支援の充実を図ってまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

門扉・フェンスの改修等、交付金活用を含め、「見守りボランティア」の方々による下校時間帯の来校者確認や校内の見守りを継続しています。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

学級編制基準については、国・府に要望しているところです。

小学校では地域の産業や身近な職業を知ること、中学校では職業講話や職場体験など、発達段階に応じた取り組みを行っていますが、平成20年度に子どものキャリア教育の実態を把握するアンケート調査を小中学校で実施し、その結果と考察を冊子にまとめて各校に配付いたしました。その冊子を基に、より地域や子どもに沿ったキャリア教育の充実を図ってまいりたいと考えています。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度の充実については国に要望しています。授業料の減免制度については府立高校と同水準で実施しています。給付型奨学金や高校授業料の無償化については、国・府の動向を注視してまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市では、平成16年6月に児童虐待防止ネットワークを設立し、平成17年4月には家庭児童相談担当を設置しました。現在、児童虐待防止ネットワーク部会は32の関係機関で構成し、連携協働しながら子どもの虐待の予防・早期発見、相談・支援に努めています。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及

啓発を行うこと。

(回答)

DV等の相談や発見・支援は、多くの部署・機関に関係することになりますので、男女共同参画担当が主催し市民相談室・福祉事務所・女性センター等庁内13課の担当で構成する「相談窓口担当者会議」を、必要に応じて警察・岸和田子ども家庭センター・保健所の参加を依頼して「連絡会議」を開催し、連携・協力体制の強化を図っています。また大阪府女性相談センターの主催する研修会に参加し、相談担当職員の研鑽に努めています。

市民への周知は、毎月相談窓口一覧に掲載するなど「広報きしわだ」を活用し、また市民フェスティバルの会場でDV防止チラシを配布するなど啓発に努めています。

今後、市民意識調査等を予定していますので、調査結果を踏まえ次期男女共同参画計画策定のなかで、本市の「配偶者暴力防止基本計画」について考えてまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市の男女共同参画行動計画につきましては、平成13年3月に「第2期きしわだ女性プラン」を策定し、現在推進しているところです。各課で女性プラン実務担当者を選出し、市のあらゆる施策の策定・実施にあたって男女共同参画社会の形成をめざすための研修をしています。市の事業推進状況については、毎年報告を取りまとめ公表しています。大阪府とは日頃より連携を図り、協力のもとに事業の推進に努めています。

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

地球温暖化対策については、平成20年度において率先実行計画の削減目標を達成しました。平成20年10月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改定され、都道府県・指定都市・中核市及び特例市は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等のための施策について地方公共団体実行計画を定めることとなっていることから、平成22年度において実行計画を策定し、引き続き削減に向けての施策を強化するとともに、関係機関への啓発等にも取り組んで

まいります。

(2) (3 Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース (発生抑制) ・ リユース (再使用) ・ リサイクル (再利用) 「 3 R 」 の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率 (10.6%) を早期に全国平均並み (19.6%) にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本市におきましては、「 3 R 」 推進のため11形態 (12種類) の分別収集を実施しており、平成20年度のリサイクル率は15.72%です。引き続きごみの減量化や分別収集に取り組んでまいります。

生ごみ堆肥化容器 (コンポスト ・ EMバケツ) を市民に無償貸与する事業を引き続き実施してまいります。

(3) (災害対策 ・ 耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検 ・ 整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策 ・ 河川改修 ・ 海岸整備を推進すること。

(回答)

大規模災害に備え本市内の7ヶ所に食糧等を含む災害対策用物資の備蓄をしており、定期的に点検は実施しております。また、訓練については、本市の防災関係機関 ・ 団体の協力によって総合的な防災訓練を毎年実施しており、土石災害危険地域におきましても地域住民参加の避難訓練を実施しております。

本市では現在、小中学校及び公共施設等で計67ヶ所を避難予定場所に指定しており、住民への周知として市広報紙と市ホームページ、各地域での「災害時の心構え」と題した出前講座等により避難予定場所のお知らせを行っています。また、避難場所への誘導標識については、津波時の避難路誘導表示板の設置をすでに行ったところですが、市内全域での避難場所の増設と確保及び避難所への誘導標識の設置、また避難者の緊急医療に関するの体制整備を計画的に推進していきます。さらに土石流 ・ 河川氾濫 ・ 津波高潮等による災害が発生すると予測される箇所については、災害を未然に防止するための工作と予防対策が必要であり、その強化を図ります。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民 ・ 市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断 ・ 耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

学校教育施設について「岸和田市学校教育施設耐震化計画」に基づき、国の耐震化に伴う追いつきの施策を採り入れ推進しています。

「岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、災害時に大きな被害を受けやすい木造住宅については、無料耐震診断制度や耐震改修工事補助制度も確立しています。

今後も計画的に耐震化を推進できるよう、今年度創設した耐震バンク登録制度を活用し、広く耐震知識の普及・啓発を図り、関連施策について予算確保に努める必要があると考えています。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

みんなの力で安心安全なまちづくりに取り組むため、市民・警察・行政が一体となった地域安全活動を積極的に推進し、岸和田のまちから犯罪の発生をなくしていくことが行政としての責務であると感じています。

町会自治会へは、各々が所有する防犯灯について維持管理費の一部を助成することにより、明るく犯罪のない安全なまちづくりに寄与しています。内容について、防犯灯の電気料金助成を10月分の電気料金に6を乗じた額の助成と、防犯灯の設置助成を1灯につき7,500円を助成しています。

登下校時の子どもを地域で見守る「子どもの安全見まもり隊」については、本市では市内の24小学校区すべてに設置され、本年1月末日現在、全体で2,508名の市民の方が登録され、日々子どもたちの安全確保のために活動していただいているところです。また、犯罪発生情報や不審者情報等をメール配信する「こども99番」の充実を図っています。また、「こども110番」運動については、特にPTA協議会と連携し、多数のご家庭の方々にご協力をいただいております。本市が所有する全公用車にステッカーを配布するとともに、青色回転灯の装備にも努めております。

今後とも、子どもたちの安全確保に向け公民連携した取り組みを実施してまいります。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、

公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

今後とも国・府と連携し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び大阪府「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を観点に入れ、すべての人が自らの意思で自由に移動し、安心して生活することができる都市環境の整備に努めてまいります。

また、道路整備を推進し、道路交通網の改善に努めます。さらに、公共交通網を整備すべく公共交通機関との連携を密にとり、また利用促進のPR活動も行っていきます。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

様々な人権侵害を救済するための独立性・実効性のある人権侵害救済法の制定は必要であり、早期制定に向け、今後とも大阪府・市長会・町村長会と連携を図りながら国に要請を行ってまいります。また、すべての人の人権が尊重される豊かなまちづくりの実現のため、さらに人権啓発活動を強化してまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市は、昭和58年3月に核兵器廃絶・平和都市宣言を行っております。以降、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向け、マドカホールの子ども平和映画会及び平和パネル展、市役所新玄関・3市民センター・女性センター・岸和田市立産業高校及び大阪府立岸和田高校における巡回平和パネル展、一般市民40名の広島への派遣事業(平和バス)、自泉会館での非核平和資料展等を行っており、今後もこれらの事業を通じて戦争の悲惨さと平和の尊さを啓発し、継続していきたいと考えております。

なお、上記平和事業全般の内容について市HPにも掲載しており、全世界に向けて本市における平和事業を啓発しています。今後も掲載内容を工夫しながら継続していきたいと考えております。